

宮城県松くい虫被害対策事業推進計画（第6次）

令和4年3月策定

令和5年3月変更

令和6年4月変更

令和7年4月変更

令和8年4月変更

自 令和4年 4月 1日
至 令和9年 3月31日

1 松くい虫被害対策の実施方針

(1) 被害対策の基本的な考え方

本県の松林は、私有林面積28万3千ヘクタールの約13%に当たる3万7千ヘクタールを有し、蓄積においても全蓄積量の約13%を占め、スギに次ぐ主要な樹種となっている。松林は、大切な森林資源であるとともに、その生態的特性から、海岸地帯等の砂質土壌やせき悪な土壌にもよく耐え、特に保安林等として国土保全上重要な役割を果たすなど、各種の公益的機能や経済的機能を通じて、古くから日本人の生活と深い関わりを持ってきている。本県では、特別名勝松島や三陸復興国立公園のような景観形成に寄与する松林や地元住民の防災・利用に寄与する海岸林など、多様な役割を担う重要な松林が数多く存在する。

本県の松くい虫被害は、昭和50年に石巻市で初めて発生が確認されてから、50年近く経過しているが、依然として海岸部を中心に被害が発生している。

平成8年度をピークに減少傾向にあった県内の被害量は、東日本大震災後に一時的に増加に転じたが、その後の対策強化によって長期的には減少傾向を示している。気象条件等によっては、被害が再び増加するおそれがあるため、引き続き徹底した対策の実施が必要である。

以上の状況を踏まえ、松くい虫被害対策の総合的かつ計画的な推進のための基本的な考え方として、平成9年4月に改正施行された「森林病虫害等防除法」に基づく保全する必要がある松林（以下、「対策対象松林」という。）において、徹底した駆除及び予防対策を地域の実態に応じて効率的・効果的に組み合わせ重点化し、総合的に実施する。また、被害跡地などの松林再生や予防対策としての樹種転換等を計画的に実施し、宮城の豊かな松林の形成を図る。

(2) 対策対象松林の概況と松林区分ごとの被害対策の実施方針

本県の松林総面積約3万7千ヘクタールのうち、被害対策の効果的な推進を図るため、松林の果たす役割、被害の状況等地域の実態も踏まえて、対策対象松林面積を総面積の約19%に当たる6,982ヘクタールとし（附表）、松林区分ごとに次の指針に沿った各種防除措置等を効率的・効果的に組み合わせ、被害対策の実施を図るものとする。

イ 高度公益機能森林

高度公益機能森林は、保安林として指定された松林及び公益的機能が高い松林であって、松以外の樹種からなる森林によっては当該機能を発揮することが困難な森林として位置づけられているものであり、この森林においては、特別伐倒駆除、伐倒駆除、補完伐倒駆除、特別防除等の防除を徹底するとともに、松林の健全化のための整備を推進することにより、その保全を図るものとする。

ロ 被害拡大防止森林

被害拡大防止森林は、松くい虫の被害対策を緊急的に行わなければ、松くい虫が運ぶ線虫類により、当該松林に発生している被害が高度公益機能森林に著しく拡大することとなる

認められる松林をいうものであり、これらの防除の必要性の高い森林において、高度公益機能森林への著しい被害拡大を防止するため、高度公益機能森林と一体的な対策を講じ、計画的な樹種転換を推進するとともに、樹種転換が完了するまでの間、必要な伐倒駆除等の防除を行うものとする。

ハ 地区実施計画対象森林

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の松林であって、松くい虫等を駆除し、またはそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、地区防除指針、防除実施基準、樹種転換促進指針に即して、市町村は当該松林について自主防除措置の実施に関する計画（以下、「地区実施計画」という。）を定めることとし、その区分は次のとおりとする。

(イ) 地区保全森林

地区実施計画の対象森林のうち、当該森林の松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林については、高度公益機能森林に準じた対策を行うものとする。

(ロ) 地区被害拡大防止森林

地区実施計画の対象森林のうち、地区保全森林以外の松林については、被害拡大防止森林に準じた対策を行うものとする。

2 松くい虫被害対策事業の実施に関する基本計画

(1) 松くい虫防除実施事業の基本計画

防除方法の選択の基準

松くい虫がまん延して森林資源に影響を及ぼすと認められるときは、松林区分並びに被害の状況、地況及び林況に応じて、次の防除方法のうち効果的な方法を選択し、実施するものとする。

イ 特別伐倒駆除

対策対象松林で、早期に、かつ、徹底的に駆除し、そのまん延を防止する上で有効な松林のうち、被害木を搬出可能な箇所において実施する。

ロ 伐倒駆除

特別伐倒駆除の実施が困難な対策対象松林において実施する。

ハ 補完伐倒駆除

特別伐倒駆除又は伐倒駆除の対象となる区域において、被圧木や枯死木が多く存在する松林で、特別伐倒駆除又は伐倒駆除のみでは十分な駆除効果が得られないと見込まれる松林において実施する。

ニ 特別防除

森林の果たしている役割や被害の状況を踏まえて、別に定める防除実施基準に適合し、かつ、その実施につき地域住民等関係者の理解と協力が得られる見込みのある高度公益機能森林及び地区保全森林において実施する。

ホ 地上散布

地域において、特に保全すべき森林で、特別防除が困難な高度公益機能森林及び地区保全森林において実施する。

ヘ 樹幹注入

特に地域において歴史的・文化的に貴重なマツと位置付けられているもの等で、特別防除又は地上散布等の予防が困難な高度公益機能森林及び地区保全森林において実施する。

ト 樹種転換等

樹種転換は高度公益機能森林等の周辺松林に存する感染源を除去するとともに、被害松林の森林としての機能を確保する観点から、松以外の樹種又は松くい虫に抵抗性を有する松林を造成していくものであり、高度公益機能森林及び地区保全森林への被害防止帯を形成するよう、被害拡大防止森林及び地区被害拡大防止森林並びにその他地域の被害状況及び立地条件等からみて実施することが有効かつ適切な松林において実施する。

(2) 松林健全化整備事業の基本計画

イ 松林健全化整備事業の実施方針

恒常的に松くい虫被害が発生している地域において健全な松林を保全するためには、被害木の確実な発見と迅速な駆除処理はもとより、被圧木等の不用木、枯れ枝等繁殖源の徹底除去・処理を確実に行っていくことが健全な松林の育成、松林の機能維持に必要不可欠なものとなっている。このため、公益的機能が高く保全すべき松林と位置付けられている松林でその被害程度が激甚でない松林においては、従来から行ってきた除間伐や枝打ち等の森林整備に加え、松くい虫の被害木を含む不用木、不良木の除去・処理をその発生状況に応じ、適時に行う衛生伐を実施するものとする。また、現存する松立木の良好な生育、後継樹の確保、松くい虫の繁殖源のない衛生的な林内環境への改善に向けて、林床に堆積する枝葉や倒木等を搬出除去する林床改善整備を実施するなど、森林所有者の主体性の下に松林の健全な育成、保全を図るものとする。

(3) 樹種転換実施事業の基本計画

イ 樹種転換実施事業の実施方針

保全すべき松林における被害の抑制や激害化の防止を図る上では、保全すべき松林の周辺の松林において樹種転換を進め、保全すべき松林を隔離するとともに、被害によって低下し

ている機能を回復するため、抵抗性マツ植栽による松林再生の更なる推進を図る。

なお、材価の低迷等林業経営環境の悪化、森林所有者の造林意欲の減退、防除対策事業における予算の減少等により、状況は非常に厳しいものになっていることから、今後はより効率的かつ効果的な樹種転換の普及を図るとともに、各種事業等を活用した生立木除去や森林整備など、次の事項に留意しながら取組を進めていくものとする。

- (イ) 前生樹の伐採に当たっては、伐採された松が新たな感染源とならないよう、適切な伐採処理方法を行うとともに、山地災害の発生源とならないよう十分留意するものとする。また、伐採木については、資源の有効利用の観点からもその利用の促進を図り、林外への搬出に努めるものとする。
- (ロ) 樹種転換における更新に当たっては、気象、土壌等の自然的条件を踏まえ、地域の林業・林産業に十分配慮しつつ、的確な更新方法を選択するものとする。
- (ハ) 林業普及指導事業の積極的な活用を図り、伐採搬出方法、更新方法、更新樹種等に関する技術指導のほか、各種助成措置の紹介等に努めるものとする。
- (ニ) 松林の再生を図る必要がある箇所においては、松くい虫に抵抗性のあるマツの品種の活用を図るものとする。

(4) 松くい虫被害木利用促進事業の基本計画

低密度の被害程度にある松林においては、被害材の搬出効率が低下することは避けられないが、貴重な森林資源の有効利用及び景観対策の観点から、チップ・パルプ材として利用可能な被害木は、極力搬出するものとし、マツノマダラカミキリの羽化脱出前までに破碎処理を終えるものとする。また、一層の利用を促進するため、炭化やバイオマスエネルギー利用などへの拡大を推進するものとする。

3 その他松くい虫の被害対策に関連する事業に関する事項

- (1) きめ細かく徹底的な被害対策を促進するため、各地方振興事務所（地域事務所）林業振興部を本県の主体的な被害対策を支援するための中核機関として機能させ、防除活動の支援等に努めるものとする。
- (2) 防除の効果的な実施を図るため、松くい虫被害定期調査月間の設定に加え、県防災ヘリコプター等による被害木の探査の実施、被害発生の都度に行う随時調査の実施等、監視体制の強化等により、被害の早期かつ確実な発見に努めるものとする。
- (3) 特別名勝「松島」地域等における円滑な松林保全対策の実施を図るため、関係行政機関、農林漁業団体、森林所有者、地域住民、有識者等によって構成される「宮城県松くい虫防除対策協議会」等を通じて、関係機関が横断的に一体となった被害対策が講じられるよう、推進策を検討していくものとする。

- (4) 効果的な松林の保全を図るため、マツノザイセンチュウ抵抗性品種の種苗供給体制を維持・確保するとともに、樹種転換等の普及指導に努めるものとする。
- (5) 松くい虫による被害木の伐採・搬出、樹種転換の促進等を図るため、林道・作業道の整備を計画的に推進するよう努めるものとする。
- (6) 被害の激甚な保安林等であって、林地の崩壊防止等の国土保全機能が著しく低下した松林については、その公益的機能の確保を図るため、森林法第41条に規定する保安施設事業により、その復旧及び崩壊の防止等の措置を講じるものとする。
- (7) 地域住民の松くい虫対策に対する意識の高揚と、松くい虫被害により裸地化・草地化した松林の再生を図るため、住民参加による松くい虫防除に向けた活動を支援するものとする。
- (8) 東日本大震災により被災し、再生を図っている海岸防災林について、機能を高度に発揮させるため、本数調整伐の実施及び松くい虫被害の監視体制を強化するとともに、適宜必要な防除対策を講じるものとする。